

横浜市低公害車等普及促進対策費補助金交付要綱

制定 平成 15 年 3 月 31 日
環保交第 209 号 市長決裁
最近改正 令和 4 年 9 月 28 日
環創エネ第 509 号 局長決裁

(総則)

第 1 条 横浜市低公害車等普及促進対策費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、「横浜市補助金等の交付に関する規則」（平成 17 年 11 月市規則第 139 号、以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この補助金は、低公害車等の導入事業（市から別に補助を受けている事業を除く。以下「補助対象事業」という。）に要する経費の一部を補助することにより、低公害車等の普及促進を図り、大気汚染の防止、地球温暖化の防止及び市民の健康の保護に資することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「低公害車等」とは、燃料電池自動車をいう。
- (2) 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素を化学反応させることにより直接に電気を発生させる装置を備え、かつ、その電力により作動する原動機を有する自動車であって、検査済自動車（道路運送車両法第 60 条第 1 項による自動車検査証の交付を受けた道路運送車両法第 2 条 2 項に規定する自動車をいう。以下同じ。）をいう。
- (3) 「自動車リース事業者」とは、借受人を自動車の使用者として行う事業用及び自家用自動車の貸し渡しを業とする者をいう。
- (4) 「自動車を販売する業を主として営む法人」とは、自動車を販売する業を営む者のうち、次のいずれにも該当する者をいう。ただし、新たに自動車を販売する業を営む者である場合については、以下の要件に準じて市長が個別に判断する。
 - ア 直近の会計年度における総売上に占める自動車販売(新車販売に係るもの)に係る売上の比率が 15% 超である者
 - イ 直近の会計年度における年間の新車販売台数が 20 台超である者
 - ウ 上記ア、イに相当するものとして市長が特に認める者

(補助対象経費及び補助額・補助対象車両)

第 4 条 市長は、補助対象事業を行う者（以下「申請者」という。）が行う低公害車等の導入に要する経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において申請者に対し補助金を交付する。

- 2 補助額は、別表 1 に掲げる範囲内とする。
- 3 補助対象車両は、経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の補助対象の燃料電池自動車とする。

(申請者及び申請車両)

第 5 条 申請者及び申請車両は、次のとおりとする。

- (1) 横浜市内に使用の本拠の位置を置き、燃料電池自動車を購入する法人(国、独立行政法人、地方自治体及び地方独立行政法人、自動車を販売する業を主として営む法人は除く。)、又は個人、個人事業主で、自動車検査証上の所有者及び使用者であること。ただし、自動車リース事業者の場合は、申請者はリース会社であり、自動車検査証上の所有者はリース会社、使用者は当該車両のリースを受ける者とする(ただし、賃料総額に補助金相当額部分の値下がり反映されることを要件とする。)。所有権留保付ローン購入の場合は、申請者は車両購入者であり、自動車検査証上の所有者は自動車会社又はローン会社等、使用者は申請者であること。
 - (2) 市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納がないこと。
- 2 申請車両は、申請年度の 4 月 1 日以降に当該補助事業に着手し、初度登録された車両（中古

の輸入車を除く。)で過去に補助金申請をしたことのない車両であること。補助事業の着手日は、「車両の登録日」、「車両の引渡日」または「購入代金支払の完了又は全額の支払が担保された契約手続が完了した日」のうち最も早い日とする。

(交付申請及び実績報告)

- 第6条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、別表2に定めるところにより、横浜市電子申請システムによる事前申込後、横浜市低公害車等普及促進対策費補助金交付申請兼実績報告書(第1号様式。以下「交付申請書」という。)を、市長に提出しなければならない。電子申請システムによる事前申込が予算の範囲を超えた場合は、抽選を行い、当選者のみ申請を受け付ける。当落については、申込者全員に電子申請システムにより通知する。抽選にもれた申請者には、補欠番号を付与し、その後、予算の上限に満たなくなったときは、予算の上限に達するまで、補欠番号の小さい者から順に申請を受け付ける。なお、横浜市電子申請システムによる事前申込の当選者が交付申請を辞退する場合は、横浜市低公害車等普及促進対策費補助金交付申請に係る電子申請システム事前申込の当選辞退届出書(第2号様式。以下「辞退届出書」という。)を、速やかに提出しなければならない。
- 2 他の横浜市の補助金と重複して申請してはならない。
 - 3 補助金規則第5条第3項の規定により、市長が交付申請において、交付申請書への記載又は添付を省略させることができる書類は、同規則同条第2項第2号から第4号に規定するものとする。
 - 4 補助金規則第14条第4項の規定により、市長が実績報告において、報告、添付又は記載を省略させることができる書類は、同規則同条第1項第2号のうち補助金等に係る収支計算に関する事項を記載した決算書及び同条第3号から第5号に掲げるものとする。
 - 5 補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、別表3に定める方法により利益等を排除して交付申請をしなければならない。

(交付決定兼交付額確定)

- 第7条 市長は、前条に規定する申請を受理したときは、その内容について速やかに審査し、補助対象事業が補助金の交付に適合すると認めるときは、交付決定及び交付額を確定し、横浜市低公害車等普及促進対策費補助金交付決定兼交付額確定通知書(第3号様式)(以下「交付決定兼交付額確定通知書」という。)により、申請者に対して通知するものとする。
- 2 市長は、前項の審査に当たり、必要があるときは、現地調査をすることができる。
 - 3 市長は、第1項の通知に際して、必要な条件を付することができる。
 - 4 市長は、補助金を交付することが適当でないとき、横浜市低公害車等普及促進対策費補助金不交付決定通知書(第4号様式)により、申請者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

- 第8条 申請者は、交付決定兼交付額確定通知書の内容又はその条件に不服があることにより、当該補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内に、横浜市低公害車等普及促進対策費補助金交付申請取下届出書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(再申請の禁止)

- 第9条 第8条に定める交付申請の取下げをした者は、同年度内に本事業について、補助金の申請を行うことはできない。

(補助金の交付等)

- 第10条 補助金の交付を受けようとするときは、第7条第1項の通知を受けた日から速やかに、横浜市低公害車等普及促進対策費補助金請求書(第6号様式)(以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。なお、提出期限は申請した会計年度の翌会計年度の4月第2金曜日(当日が閉庁日の場合はその前日)までとする。市長は、この提出をもって、横浜市予算、決算及び金銭会計規則(昭和39年3月市規則第57号)に定めるところにより、補助金を支払うものとする。

(手続の委任)

- 第11条 申請者は、委任状（第7号様式）を市長に提出することにより、第6条に定める交付申請兼実績報告、第8条に定める交付申請取下げ申請、第10条に定める補助金の交付について、第三者（以下「受任者」という。）に対してこれらの手続の権限を委任することができる。
- 2 受任者は、委任された手続を、誠意をもって実施するものとし、手続を通じ補助金の交付申請を行う者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57条）に従って取り扱うものとする。
 - 3 市長は、受任者が第1項に規定する手続を偽りその他不正な手段により行った疑いのある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該受任者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続の受任を認めないことができるものとする。

（交付決定の取消し）

- 第12条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
 - （2）補助金を他の用途に使用した場合
 - （3）第6条別表2で規定する期日までに交付申請書を提出できなかった場合
 - （4）第7条第2項の規定による調査について、正当な理由なく拒み、妨げ又は忌避した場合
 - （5）第8条の規定による申請の取下げに係る書類の提出があった場合
 - （6）補助金交付決定兼交付額確定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反した場合
 - （7）補助事業の前提となる国の補助事業内容に変更があったとき。
 - （8）市長の指示に違反した場合
- 2 前項の規定は、補助金交付後においても適用するものとする。
- 3 市長は、第1項の取消しをしたときは、横浜市低公害車等普及促進対策費補助金交付決定取消し通知書（第8号様式）により、申請者に理由を付して通知するものとする。
- 4 市長は、第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を求めなければならない。
- 5 当該補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を命じる場合は、その命令に係る補助金を申請者が受領した日から返還の日までの日数に応じて、返還の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき年利10.95%の割合で計算した加算金を併せて納付させることとする。ただし、第1項第7号に該当する場合で、申請者の責に帰すべき事由でないと市長が認める場合は、この限りではない。
- 6 補助金の返還の命令を受けた者は、返還期限までに補助金の返還を行わなければならない。
- 7 補助金の返還の命令を受けた者は、返還を命じられた金額について返還期限までに返還しない場合は、未返還の金額に対して、返還期限の翌日からの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

（取得財産の管理・運用・処分・調査）

- 第13条 補助金の交付を受けた者は、補助対象経費により取得した財産（以下「取得財産」という。）を補助事業の完了後においても、点検及び必要な整備をするなど善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的かつ安全な運用を図らなければならない。また、市は取得財産の運用によって、第三者に与えた損害について、一切の保障はしない。
- 2 補助金の交付を受けた者は、申請車両が初度登録された日の翌月から起算し、4年間を経過するまでは、市長の承認を受けずに、取得財産を補助金の交付の目的及び要件に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付け又は担保に供してはならない。
 - 3 補助金の交付を受けた者は、取得財産の処分をしようとするときは、あらかじめ横浜市低公害車等普及促進対策費補助金に係る財産処分承認申請書（第9号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。
 - 4 市長は、前項の申請を受けた後、すみやかに横浜市低公害車等普及促進対策費補助金に係る財産処分承認・不承認書（第10号様式）により、前項の申請をした者に通知するものとする。
 - 5 補助金の交付を受けた者は、財産処分が完了した場合、すみやかに横浜市低公害車等普及促進対策費補助金に係る財産処分完了報告書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。
 - 6 市長は、補助金の交付を受けた者が取得財産の処分をした場合又は交付の目的及び要件に反したときは、市長は当該補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を求めなければならない。

返還の金額は別表4に定めるものとする。補助金の返還の命令を受けた者は、返還を命じられた金額を返還期限までに返還しない場合、未返還の金額に対して返還期限の翌日からの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。ただし、自然災害等情状によりその目的等に反しないと市長が認める場合はこの限りでない。

7 市長が必要と認めるときは、補助事業の遂行状況に関して報告を求め又は関係職員によって随時調査をすることができる。

(帳簿等の保存義務)

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に関する書類を第13条第2項に定める期間、保存しなければならない。

(届出事項)

第15条 補助金の交付を受けた者は、申請内容に変更があった場合、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに横浜市低公害車等普及促進対策費補助金に係る事業内容変更届出書(第12号様式)を市長に提出しなければならない。

(1) 個人、個人事業主にあつては、住所又は氏名を変更したとき。

(2) 法人にあつては、名称及び代表者の氏名および所在地を変更したとき。

(3) 自動車リース事業者にあつては、補助対象の低公害車等の使用者の住所又は氏名(使用者が法人の場合は、名称及び所在地)を変更したとき。

(暴力団の排除)

第16条 横浜市暴力団排除条例(平成23年横浜市条例第51号)第8条の規定に基づき、補助金交付申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は補助金交付の対象としない。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう)。

(2) 暴力団員(法第2条第6項に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ)。

(3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者がいないこと。

(4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当しないこと。

(5) その他これらに準ずるものとして、市長が認定した者。

2 市長は、必要に応じ補助金交付申請者又は補助金交付の決定を受けた者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(制定 平成15年3月31日環保交第209号、市長決裁)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(改正 平成16年3月15日環保交第192号、市長決裁)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(改正 平成17年3月25日環保交第156号、局長決裁)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(改正 平成18年3月10日環保交第20734号、局長決裁)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(改正 平成18年12月28日環創交第1034号、局長決裁)

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

附 則(改正 平成19年3月26日環創交第1249号、局長決裁)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(改正 平成20年3月25日環創交第1097号、局長決裁)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(改正 平成21年3月31日環創交第1166号、局長決裁)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(改正 平成21年10月21日環創交第729号、局長決裁)

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

附 則（改正 平成 22 年 3 月 30 日環創交第 1191 号、局長決裁）
この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（改正 平成 23 年 3 月 18 日環創交第 627 号、局長決裁）
この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（改正 平成 23 年 12 月 15 日環創交第 611 号、局長決裁）
この要綱は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（改正 平成 24 年 3 月 30 日環創交第 1486 号、局長決裁）
この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（改正 平成 25 年 3 月 26 日環創交第 2162 号、局長決裁）
この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（改正 平成 25 年 6 月 6 日環創交第 139 号、局長決裁）
この要綱は、平成 25 年 6 月 10 日から施行する。

附 則（改正 平成 27 年 3 月 31 日環創交第 326 号、局長決裁）
この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（改正 平成 28 年 4 月 20 日環創エネ第 1009 号、局長決裁）
この要綱は、平成 28 年 4 月 20 日から施行する。

附 則（改正 平成 29 年 4 月 7 日環創エネ第 1258 号、局長決裁）
この要綱は、平成 29 年 4 月 7 日から施行する。

附 則（改正 平成 30 年 3 月 27 日環創エネ第 976 号、局長決裁）
この要綱は、平成 30 年 4 月 9 日から施行する。

附 則（改正 平成 31 年 4 月 12 日環創エネ第 28 号、局長決裁）
この要綱は、平成 31 年 4 月 12 日から施行する。

附 則（改正 令和 2 年 4 月 21 日環創エネ第 4 号、局長決裁）
この要綱は、令和 2 年 4 月 21 日から施行する。

附 則（改正 令和 3 年 5 月 10 日環創エネ第 68 号、局長決裁）
この要綱は、令和 3 年 5 月 10 日から施行する。

附 則（改正 令和 4 年 5 月 27 日環創エネ第 62 号、局長決裁）
この要綱は、令和 4 年 5 月 27 日から施行する。

附 則（改正 令和 4 年 9 月 28 日環創エネ第 509 号、局長決裁）
この要綱は、令和 4 年 9 月 28 日から施行する。

過年度に交付した補助金の財産処分及び事業内容変更の申請については、改正後の様式（第 9 号様式・第 10 号様式・第 11 号様式・第 12 号様式）を使用するものとする。

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 4 年 9 月 28 日から施行する。令和 4 年度の予算に係る補助金等から適用し、それ以前の予算に係る補助金の執行については、なお、従前の例による。

別表 1 (第4条関係)

補助対象車両	補助金の上限額	補助対象経費
経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の補助対象の燃料電池自動車	250,000 円	燃料電池自動車の車両本体価格（消費税及び地方消費税を除く取引価格）一 国及び神奈川県補助金の合計交付額

備考

- 1 補助金交付額は、補助金交付申請額、補助対象経費、補助金の上限額のうちいずれか低い金額とする。
- 2 補助金交付申請額及び補助金請求額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別表 2 (第6条関係)

横浜市電子申請システム による事前申込について	交付申請兼実績報告書 提出期限
横浜市ホームページから必要事項（申請者名、住所、メールアドレス等）を入力し、自動車販売会社の発行した補助対象車両の見積書又は注文書 (PDF データ) を添付のうえ、申し込み。 ※申込期間中に予算の範囲に満たない場合は、申込終了後から郵送・先着順で受け付ける（予算の範囲を超えた日に複数の申込があった場合は抽選）。	補助事業完了日（「①車両の登録日」、「②車両の引渡日」または「③購入代金支払の完了または全額の支払が担保された契約手続きが完了した日」のうち最も遅い日）から起算して30日または補助金申請年度の3月の第3週の金曜日までのいずれか早い日まで（必着） ※横浜市電子申請システムの申込終了日より前に補助事業が完了している場合は、事前申込終了日から起算して30日以内（必着）

・電子申請申込は、同年度内1回のみとする。

【交付申請兼実績報告書の提出方法】

・必要書類を全てそろえ、提出期限までに市環境創造局環境エネルギー課に郵送すること。

・提出期限が閉庁日にあたる場合は、その前日をもってその期限とする。

別表 3 (第6条関係)

<p>補助事業における利益等排除の方法は次のとおりとする。</p> <p>1 利益等排除の対象となる調達先</p> <p>補助金の申請者が次の(1)から(3)の関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。)は、利益等排除の対象とする。利益等排除の対象範囲には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いる。</p> <p>(1)補助金の申請者自身(リースの場合はその使用者を含む。以下、この表で同じ。)</p> <p>(2)100%同一の資本に属するグループ企業。</p> <p>(3)補助金の申請者の関係会社(上記(2)を除く)</p> <p>2 利益等排除の方法</p> <p>(1)補助金の申請者の自社調達の場合</p> <p>製造原価をもって補助対象経費※とする。この場合の製造原価とは、当該調達品の製造原価をいう。</p> <p>(2)100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合</p> <p>取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費※とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益等」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。</p> <p>(3)補助金の申請者の関係会社(上記(2)を除く。)からの調達の場合</p> <p>取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費※とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業総利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。</p> <p>※国及び神奈川県補助金の交付を受ける場合は、その合計額をさらに除く。</p> <p>注)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であること</p>
--

証明及びその根拠となる資料の提出を行うものとする。

別表4(第13条関係)

返還額	計算式
<p>返還額は財産処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間（以下「未経過期間」という。）に相当する額とする。</p> <p>未経過期間は、「財産処分制限期間」（4年）から「申請車両の初度登録等がなされた日の翌月から起算し、申請車両を処分した日の属する月」までの期間（以下「保有期間」という。）を引いた期間とする。</p>	$\text{返還額} = \frac{\text{財産処分制限期間} - \text{保有期間}}{\text{財産処分制限期間}} \times \text{補助交付額}$ <p>※ 期間の計算は月数で行い、返還額は1円未満切り捨てとする。</p>

7 利益等排除に関する事項（※申請者が法人及びリース会社である場合のみ記入）

申請者（リース車両の場合は使用・賃借者）と申請車両の製造会社との関係は以下の通りです。

（1又は2の該当する方に○）

1 申請者は、①補助金申請車両の製造会社（自社製品を申請）、②100%同一の資本に属するグループ企業、③補助金の申請者の関係会社（前記②を除く）のいずれかである。

2 申請者は、前記①～③のいずれかの会社ではない。

※自社製造車両を補助金交付申請する場合には、製造原価を基に補助対象経費を算出し補助金額を決定します。

8 添付書類等

(1) 申請者確認書類

(a) 申請者が個人（個人事業主）の場合

個人番号カード、運転免許証（変更内容の記載がある場合は裏面も必要）、旅券（パスポート）、在留カード等、官公署から発行された顔写真付き本人確認書類の写しまたは住民票の写し（原本）

(b) 申請者が法人の場合

履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書

(2) 導入した低公害車のカタログ（写し）

(3) 導入した低公害車の自動車検査証（写し）

※同型を複数台導入した場合にも全車両分必要（自動車検査証の所有者は申請者と同一であること。ただし、リースの場合は、自動車検査証上の所有者はリース会社、使用者は当該車両のリースを受ける者であること。所有権留保付ローン購入の場合は、自動車検査証上の所有者は自動車会社又はローン会社等、使用者は申請者であること。）

(4) 車両引渡日を確認できる書類

車両受領書等、納車日を確認できる書類の写し

(5) 請求書（写し）※車両本体価格、法定費用、値引き額、オプション費等が明確なこと。

下取車がある場合は、販売会社の作成した注文書、査定書等、下取車の車種、金額が分かる書類も添付すること。

(6) 支出を証する書類

領収書の写し又は全額の支払が担保された契約手続の完了を証する書類の写し

(7) リース事業者と使用者とのリース契約書の写し（申請者がリース事業者の場合）

(8) リース使用者の確認書類（申請者がリース事業者の場合）

使用者が個人（個人事業主）：住民票の写し（原本）

使用者が法人：履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書

(9) 貸与料金算定根拠明細書（申請者がリース事業者の場合）

(10) 要綱第6条別表3 注)に記載の書類(利益等排除の対象となる調達先から車両を導入する場合のみ)

(11) 返信用封筒(郵便番号及びあて名を明記し、指定の郵便切手を貼付したもの)

(12) その他 市長が必要と認めるもの。

導入した低公害車

種 別	・低公害車（燃料電池自動車）
使用の本拠の位置	
使用者の 氏名又は名称	・氏名又は名称：
	・住所：
	・代表者の役職・氏名：
	・担当者氏名： TEL：
導入した低公害車	・メーカー名：
	・通称名：
	・型 式：
補助対象事業完了日 (1)、(2)、(3)の いずれかの遅い日を完了日とする。	(1) 車両の登録日 年 月 日
	(2) 車両の引渡日 年 月 日
	(3) 代金支払日又は 全額の支払が担保された契約手続の完了日 年 月 日
1台分の補助金交付申請額（A）	円
台 数 （B）	台
補助金交付申請額（A）×（B）	円

（注）導入した低公害車の使用の本拠の位置、型式ごとに1枚ずつ作成すること。

年 月 日

（提出先）
横浜市長

住所〒

氏名

（法人の場合は所在地、名称及び代表者の役職・氏名）

横浜市低公害車等普及促進対策費補助金交付申請に係る
電子申請システム事前申込の当選辞退届出書

横浜市低公害車等普及促進対策費補助金交付申請にあたり、電子申請システムで事前申込をして当選通知を受けていましたが、当選を辞退します。

1 電子申請システム申込番号

2 辞退理由

氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）

横浜市 長

横浜市低公害車等普及促進対策費補助金交付決定兼交付額確定通知書

年 月 日に受け付けました横浜市低公害車等普及促進対策費補助金交付申請兼実績報告書を審査した結果、横浜市低公害車等普及促進対策費補助金について、次の条件を付けて、補助金の交付決定及び交付額の確定をしましたので、通知します。

1 交付決定兼交付確定額

円

ただし、補助対象事業の内容の変更により当該事業に要する経費が変更された場合において補助金の額に変更が生じたときは、別に通知します。

2 補助対象事業の内容

事業名	低公害車等普及促進事業
補助対象事業の内容	
使用者名	
使用の本拠の位置	

3 補助金交付の条件

- （1）要綱第10条の規定のとおり、速やかに、請求書（第6号様式）を市長に提出しなければなりません。
- （2）市長が必要と認めるときは、補助対象事業に関して報告を求め、又は関係職員によって随時調査をすることがあります。
- （3）前号の報告又は調査の結果、この補助金交付決定の内容又は条件に違反しているとき、交付決定を取り消すことがあります。
- （4）この補助金の交付決定をした後、天災地変その他事情の変化により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき市長が認めるときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、天災地変その他の事情変化により特別の必要が生じたときは、補助金交付決定の内容又はこれに付した条件を変更することがあります。
- （5）補助対象事業の成果が補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認める場合には、期限を定めてこれに適合させるための措置を求めることがあります。
- （6）市長は、補助金交付の決定後、要綱第12条第1項の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- (7) 補助金交付決定が取り消された場合において、補助対象事業の取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部又は一部に相当する金額の返還をしなければなりません。
- (8) 前号の場合において、補助金の返還を求められたときは、当該補助金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については既返還金額を控除した額）について年利 10.95%の割合（うるう年の日を含む期間についても、365 日当りの割合とする。）で計算した加算金（100 円未満切り捨て）を納付しなければなりません。
- (9) 補助金の返還を求められた場合において、これを指示した納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額について、年利 10.95%の割合（うるう年の日を含む期間についても 365 日当りの割合とする。）で計算した延滞金（100 円未満切り捨て）を納付しなければなりません。
- (10) 前号により延滞金の納付を求めた場合において、返還を求められた補助金の未納付額の一部を納付したときは、既に納付した日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とします。
- (11) この補助金の返還を求められたにもかかわらず、補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しなかった場合において、同様の事業について交付する補助金があるときは、未納付額の限度においてその補助金の交付を一時停止し、又はその補助金と未納付額とを相殺するものとします。
- (12) 財産の処分の制限
- ア 補助金の交付を受けた者は、補助申請車両の初度登録日の翌月から起算し、4 年間を経過するまでは、市長の承認を受けずに取得財産を補助金交付の目的及び要件に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け又は担保に供してはなりません。
- イ 補助金の交付を受けた者は、取得財産の処分をしようとするときは、あらかじめ横浜市低公害車等普及促進対策費補助金に係る財産処分承認申請書（第 9 号様式）を市長に提出し、承認を受けなければなりません。
- ウ 取得財産を市長の承認を受けて処分する場合又は交付の目的及び要件に反したときは、補助金の交付を受けた者は、全部又は一部に相当する金額について補助を受けた金額の範囲内で横浜市に返還するものとします。ただし、自然災害等情状によりその目的等に反しないと市長が認める場合はこの限りではありません。
- (13) 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業によって取得した低公害車等については、補助対象事業の完了後においても、点検及び必要な整備をするなど善良な管理者の注意をもって管理するものとします。
- (14) 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業に関する書類を、低公害車等が新規登録なされた日の翌月から起算し、4 年間を経過するまで保存するものとします。

第 号
年 月 日

氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）

横 浜 市 長

横浜市低公害車等普及促進対策費補助金不交付決定通知書

年 月 日に受け付けました横浜市低公害車等普及促進対策費補助金交付申請兼実績報告書を審査した結果、次の理由により補助金の不交付を決定しましたので、通知します。

1 対象事業の内容

事業名	低公害車等普及促進事業
対象事業の内容	
使用者名	

2 不交付の理由

年 月 日

（提出先）
横浜市長

住所〒

氏名

（法人の場合は所在地、名称及び代表者の役職・氏名）

横浜市低公害車等普及促進対策費補助金交付申請
取下届出書

年 月 日 第 号で補助金の交付決定兼交付額確定通知の
ありました横浜市低公害車等普及促進対策費補助金については、次の事項について不服が
ありますので、同補助金の交付申請を取り下げます。

1 補助金の額

2 申請年月日

年 月 日

3 不服のある交付決定兼交付額確定通知の内容又は補助金交付の条件

請求書番号 _____

年 月 日

横浜市長

住所〒

氏名 _____ (印)

(法人の場合は所在地、名称及び代表者の役職・氏名、代表者印)

※請求委任や受領委任を行わない場合は請求書の押印を省略可

横浜市低公害車等普及促進対策費補助金請求書

年 月 日 第 号で交付決定兼交付額の確定を受けた
補助金について、次のとおり請求します。

1 請求金額

_____ 円
(補助金交付決定兼交付額確定通知書に記載されている金額)

2 補助金振込先

補助金振込先	フリガナ					
	口座名義 (※2)					
	金融機関名と店名	銀行 信金	銀行コード (※1)		支店 本店	支店コード
	預金種目(○で囲む)	普通(総合)	当座	貯蓄	その他()	
口座番号	7桁で記入してください(右詰)					

※1 ゆうちょ銀行の場合、支店名(コード)は3ケタの数字です。記号・番号ではありませんので、御注意ください。

※2 通帳の名義のとおり御記入ください。口座名義がアルファベットで登録されている方は、アルファベットで御記入ください。

年 月 日

（提出先）
横浜市長

委 任 状

■委任者（申請者）

住所〒

氏名 _____ ⑩
（法人の場合は所在地、名称及び代表者の役職・氏名、代表者印）

私は、下記の者に、横浜市低公害車等普及促進対策費補助金に係る事務手続の権限を委任します。

■受任者

住所〒 _____
（法人の場合は、所在地）

氏名 _____ ⑩
（法人の場合は、名称及び代表者の役職・氏名、代表者印）

担当者名 _____ ⑩
（担当者を復代理人とする場合は記入・押印）

連絡先電話番号 _____

メールアドレス _____

【委任事項】 委任する手続全てに☑マークを記入してください。

- 交付申請兼実績報告書の提出及び訂正
- 取下届出書の提出及び訂正
- 請求書の提出及び訂正

氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）

横 浜 市 長

横浜市低公害車等普及促進対策費補助金交付決定取消し通知書

年 月 日 第 号で補助金の交付決定兼交付額確定の通知をしました横浜市低公害車等普及促進対策費補助金について、横浜市低公害車等普及促進対策費補助金交付要綱第 12 条第 3 項の規定に基づき、補助金交付決定を取り消しましたので、次のとおり通知します。

1 交付取消額

_____ 円

2 補助取消内容及び理由

事業名	低公害車等普及促進事業
補助交付決定 取消理由	
使用者名	

年 月 日

（提出先）
横浜市長

住所〒

氏名

（法人の場合は所在地、名称及び代表者の役職・氏名）

横浜市低公害車等普及促進対策費補助金に係る
財産処分承認申請書

横浜市低公害車等普及促進対策費補助金に係る補助対象事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので申請します。

- 1 申請年度・交付決定番号
- 2 補助金交付額
- 3 処分しようとする財産の名称（メーカー名・車名）
- 4 処分の内容
- 5 処分しようとする理由
- 6 添付書類等
 - （1）返信用封筒（郵便番号及びあて名を明記し、指定の郵便切手を貼付したものを1部）
A4判三つ折の書類が入る封筒〔第1種定形〕
 - （2）その他必要な書類（自動車検査証の写しなど）
 - （3）提出部数 1部

第 号
年 月 日

氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）

横 浜 市 長

横浜市低公害車等普及促進対策費補助金に係る財産処分
承認書
不承認書

年 月 日に申請書を受け付けました横浜市低公害車等普及促進対策費補助金に係る補助対象事業により取得した財産（低公害車等）の処分について、次のとおり（承認します・不承認とします）。

財産処分承認内容・不承認内容

年 月 日

(提出先)
横浜市長

住所〒

氏名 _____
(法人の場合は所在地、名称及び代表者の役職・氏名)

横浜市低公害車等普及促進対策費補助金に係る
財産処分完了報告書

年 月 日 第 号で財産処分の承認通知のありました、
横浜市低公害車等普及促進対策費補助金に係る補助対象事業により取得した財産（低
公害車等）の処分が完了しましたので、報告します。

- 1 添付書類等
必要な書類（売買契約書の写しなど）

- 2 提出部数 1 部

年 月 日

(提出先)
横浜市長

住所〒

氏名 _____
(法人の場合は所在地、名称及び代表者の役職・氏名)

横浜市低公害車等普及促進対策費補助金に係る
事業内容変更届出書

横浜市低公害車等普及促進対策費補助金に係る事業について、事業内容の変更を行いましたので、関係書類を添えて次のとおり届出ます。

- 1 変更しようとする財産の名称 (メーカー名・車名)
- 2 変更の内容
- 3 添付書類等
必要な書類 (住民票の写し、自動車検査証の写しなど)